

(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会

## 安全衛生管理規程（案）

令和3年4月30日

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「協会」という。）の職員の安全管理及び衛生管理に関する事項について定め、職員の安全と健康を確保し、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### （遵守義務）

- 第2条 協会は労働安全衛生法その他の安全衛生に関する法令を遵守し、職員の安全衛生の確保及び職場環境の改善向上を図るため必要な措置を講ずる。
- 2 職員は、安全衛生に関する法令及び協会の指揮命令を遵守し、協会と協力して労働災害の防止及び職場環境の改善向上に努めなければならない。

### 第2章 安全衛生への体制

#### （安全衛生委員会）

- 第3条 安全衛生に関する事項を調査、審議するために、事務局長、各部長、衛生推進者及び総務主任で構成する安全衛生委員会を設置する。
- 2 前項委員会はひと月に1回定例会議を開くほか、必要に応じて臨時会議を開催する。
- 3 安全衛生委員会には、必要があれば嘱託産業医の参加を求める。

#### （嘱託産業医）

第4条 協会に嘱託産業医を設置する。

(衛生推進者)

第5条 職員の中から、法令に定める資格の取得をさせ、その者を衛生推進者に任ずる。

(倫理ホットライン)

第6条 民間会社に委託して倫理ホットラインを設ける。

(派遣団長心得・派遣団員心得・安全管理マニュアル・健康管理マニュアル)

第7条 遺骨情報調査派遣団又は遺骨収集派遣団の派遣において、団長及び団員が携行する団長心得・団員心得・安全管理マニュアル・健康管理マニュアルにおいて、各自の健康に関する注意事項の他、派遣現地の治安状態や公衆衛生情報についても調査、掲載する。

(安全衛生教育)

第8条 協会は、新採用の職員に対し初任者研修の一部として事務所内及び派遣先における安全衛生教育を行う。

2 安全衛生委員会での決定事項並びに派遣から帰国した団長による派遣先での安全衛生及び治安状況について全職員に知らせ、事務局全体で共有する。

### 第3章 安全衛生管理の運用

(健康診断)

第9条 協会は、職員を対象として毎年1回定期的に健康診断を行う。

2 職員は、協会の用意した健康診断を拒否してはならない。ただし、やむを得ない事情で協会の健康診断を受けない職員は、別途、他の医師による健康診断書を提出しなければならない。

3 職員は、自身の健康に異常があった場合は、速やかに協会の直属部長又は衛生推進者に申し出なければならない。また、必要に応じて医師等の指導を受けなければならない。

(嘱託産業医の問診)

第 10 条 嘱託産業医には原則ひと月に 1 回の来訪を求め、遺骨情報調査派遣又は遺骨収集派遣直前の職員に対する問診を行い、派遣が難しい健康状態の者については問診終了後に事務局長への報告を求める。

事務局長は、派遣が難しい旨報告があった者については内定を取り消し、他の職員を派遣するものとする。

2 派遣内定者の問診終了後、ほかの職員も問診を受けることを促し、全職員が 3 か月に少なくとも 1 回の問診を受けることとする。

(衛生推進者の提言)

第 11 条 衛生推進者は、職場内において衛生管理上必要と認めることを安全衛生委員会において提言する。但し、緊急の場合は事務局長又は総務部長に報告、提言する。

(倫理ホットラインの活用)

第 12 条 民間の専門会社と契約し設置した倫理ホットラインは、職場内で相談しがたい悩みやセクハラ、パワハラ等について、匿名（又は顕名）で専門家に相談できることを職員に周知する。

2 契約会社からは、匿名顕名を問わず一定期間ごとに協会に届けられる報告をもとに、協会は、具体的事例について調査し、職員の悩みの解除や軽減に努めなければならない。

3 匿名を希望した職員からの相談には、相談者名を無理に明らかにすることを求めず、誤解や中傷と思われる通報には一般論として全員に説明し、結果的に当該職員も納得するような解決を目指さなければならない。

(派遣団長心得・団員心得・安全管理マニュアル・健康管理マニュアルの更新)

第 13 条 団長心得・団員心得・安全管理マニュアル・健康管理マニュアルは、団長として派遣された職員及び在外公館からの情報をもとに、絶えず見直し、必要があれば改訂して最新の情報を基に更新するものとする。

(死傷病の報告)

第 14 条 協会は、職員又は社員団体からの派遣団員が派遣先において業務上の

死亡又は受傷（労働災害）して長期休業が見込まれる場合は、厚生労働省社会・援護局長及び労働基準監督署に届けなければならない。

#### （就業制限）

第 15 条 協会は、健康診断の結果、必要と認められるときは、一定期間の就業禁止、就業時間短縮、配置転換等の方法により健康保持に必要な措置を命ずることがある。

2 健康診断の結果判明した疾病が業務外の原因に基づくものであるときは、そのための欠勤は私傷病欠勤として扱う。

#### （届出義務）

第 16 条 職員は本人又は家族その他の同居人が伝染病に罹患し、又はその疑いがあるときは、直ちにその旨を協会に届出なければならない。

#### （秘密の保持）

第 17 条 協会において職員の疾病について知り得た者は、個人情報保護の観点から、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

#### （提 案）

第 18 条 職員は協会内において、安全又は健康に関する問題点を発見した場合は、所属部長又は衛生推進者を通じて改善方について提案することが出来る。

#### 附 則

1 この規程は、すでに開始している対応を含め安全衛生関係事項を整理したものであり、事務局の職員のみが対象であるため、令和 3 年 4 月 30 日から実施する。

2 この規程は、対面形式理事会が開催されたとき審議に付す。  
この場合の実施は令和 3 年 4 月 30 日に遡及する。

令和3年5月7日

(一社) 日本戦没者遺骨収集推進協会

職員 各位

(一社) 日本戦没者遺骨収集推進協会

専務理事・事務局長

### 職員各位のご意見伺い

本協会は設立以来5年を迎えようとしておりますが、コロナ以前は人不足の中、走りながら考えるような状態でした。事務所を移転し人も増やしましたが、今度はコロナの感染拡大で派遣がままならずという皮肉な状況にあります。

さて、皆さんの労働条件に関して下記の3点について皆さんのご意見を伺います。できれば5月14日(金)までにご回答ください。

#### 記

1 労働基準法第36条に時間外労働の上限の規定があり、これについては理事者と労働者の合意が必要とされ、代表理事と職員代表の協定が必要です。(通称「さぶろく協定」といいます。)

本協会には労働組合がないので、職員の過半数を代表する方を皆さんに選任してもらい、その人と専務理事が協定書に捺印して協定成立です。

部長を除く職員の中から、自由に代表者を指名していただき、最多票の方を今回の代表とすることでいかがでしょうか。

2 36協定の中身は別添のとおりです。提案いたします。

3 「安全衛生管理規程(案)」を提案いたします。

対面の理事会で規程として審議し、成立させますが、事務局内に限る規程ですから、提案と同時に(案)のまま実施いたします。不都合な点があればお聞かせください。

なお、規程案の中の「衛生推進者」は、井上達昭事業第三部長にお願いいたしました。

代表者選出や2及び3のご意見取り纏めは栗田総務主任にお願いしておりますので積極的なご意見、ご提案をお願いいたします。

